

# 平成27年度 市民税・県民税

問課税課(☎826-1111 内線2232)

市民の皆さんに納めていただく税金は、皆さんの安全で快適な暮らしを守るために使われます。その税金のひとつに市民税・県民税があり前年中の所得に基づいて課税されることになっています。

## ■市民税・県民税を納める方

平成27年1月1日現在

- ◎市内に居住し、平成26年中に一定以上の所得のあった方
- ◎市内に居住していないが、市内に事務所、事業所、家屋敷を所有している方(均等割のみ)

## ■市民税・県民税が課税されない方

- ◎平成26年中に所得のなかった方
- ◎生活保護法による生活扶助を受けている方
- ◎障害者、未成年者、寡婦／寡夫で平成26年中の合計所得金額が125万円以下の方
- ◎平成26年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の方  
 $32万円 \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数}) + 18万9千円$   
 ※控除対象配偶者または扶養親族がいる場合のみ、18万9千円を加算します。

## ■納める方法

市民税・県民税を納める方法には、主に次の方法があります。

- 納税通知書で納める方法(普通徴収)…事業所得者など  
 ※納税通知書(6月11日(木)に発送)により、年税額を平成27年6月、8月、10月、28年1月の4回の納期に分けて納めていただきます。
- 勤務先で給与から天引きして納める方法(特別徴収)…給与所得者  
 ※年税額を平成27年6月から28年5月までの12回に分けて、給与から天引きして納めていただきます。
- 公的年金から差し引いて納める方法(年金特別徴収)…公的年金受給者  
 ※年税額を平成27年4月から28年2月までの6回に分けて、年金から差し引いて納めていただきます。

## ■税額の計算方法

課税総所得金額  
(所得金額 - 所得控除額)

×

税率 10%

=

所得割額

所得割額

-

税額控除

+

均等割額

=

年税額

◎所得割額／平成26年中の合計所得が次の算式で求めた額以下の方は所得割がかかりません。

$35万円 \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数}) + 32万円$

※控除対象配偶者や扶養親族がいる場合のみ、32万円を加算します。

土地・建物などの分離譲渡所得は、計算方法が異なります。税率などについて細かく規定されていますので、詳しくは、お問い合わせください。

## 用語説明

**市民税・県民税**…税金を負担する能力のある方が、均等の額で負担する均等割と所得金額に応じて負担する所得割から構成されています。住民税と同義。

**所得**…収入から必要経費を差し引いたもの。給与収入や公的年金等収入の場合は、給与所得控除・公的年金等控除を差し引いたもの。

**給与所得控除・公的年金等控除**…収入に応じて法により額が決められています。

**均等割**…税金を負担する能力がある方が均等に負担します。市民税35000円、県民税25000円  
 ※市民税には復興税(5000円)が県民税には復興税(5000円)と森林湖沼環境税(10000円)が含まれます。

**所得割**…各人の所得に応じて負担します。

**税率**…課税総所得金額にかける税率は市民税が6%、県民税が4%で合計10%になります。

## 平成27年度の主な改正点

### ●市民税・県民税における住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の延長・拡充

平成25年12月入居の方までで終了する予定でしたが、平成29年12月入居の方まで延長します。また、控除限度額についても次のように拡充します。

居住年	平成25年12月まで	平成26年1月から 平成26年3月まで	平成26年4月から 平成29年12月まで
控除限度額	所得税の課税所得金額の5% (最高9.75万円)	所得税の課税所得金額の5% (最高9.75万円)	所得税の課税所得金額の7% (最高13.65万円)

※「平成26年4月～平成29年12月」の欄の金額は、住宅にかかる消費税等の税率が8%または10%である場合の金額です。それ以外の場合は上記の期間内であっても「平成26年1月～3月」の控除限度額が適用されます。

## 公的年金からの市民税・県民税の差し引き(年金特別徴収)

### ●対象となる方

市・県民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金の支払いを受けた方で、当該年度の初日(4月1日)に老齢等年金給付(老齢または退職を支給事由とする年金)の支払いを受けている65歳以上(昭和25年4月2日以前の生まれ)の方。ただし、年金の収入金額などにより対象にならない場合もあります。

※年金特徴は、徴収方法が変更になるだけで、市・県民税の税額が変更になる制度ではありません。

※ご自身が対象になっているかは、6月中旬に送付する税額決定兼納税通知書をご確認ください。

### ●徴収方法

【新たに特別徴収になる方】

徴収方法	自分で納付(普通徴収)		年金からの差し引き(特別徴収)		
	年度前半		年度後半		
徴収月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	年税額の2分の1		年税額の2分の1		
	年税額の4分の1	年税額の4分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1

【前年度から引き続き特別徴収の方】

徴収方法	年金からの差し引き(特別徴収)					
徴収月	年度前半(仮徴収)			年度後半(本徴収)		
		4月	6月	8月	10月	12月
税額	前年度後半の額			年税額と年度前半(仮徴収)分の差額		
	27年2月と同じ額	27年2月と同じ額	27年2月と同じ額	上記の額の残りの3分の1	上記の額の残りの3分の1	上記の額の残りの3分の1

**普通徴収**…市から個人あてに直接送付する納税通知書で、年税額を4回の納期に分けて納める制度です。

**給与特別徴収**…給与所得者の年税額を12回に分けて、給与から天引きして納める制度です。

**年金特別徴収(年金特徴)**…公的年金受給者の年税額を6回に分けて、年金から差し引いて納める制度です。

**所得控除の種類**…雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦/寡夫控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除

**税額控除の種類**…調整控除、配当控除、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除  
※市・県民税には、政党等寄付金特別控除などの制度はありません。

**住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)**…市民税・県民税の住宅ローン控除は、所得税から控除しきれなかった額を市民税・県民税から控除するものです。